悪臭防止法に基づく規制区域図
（鳥取・国府・福部地域）

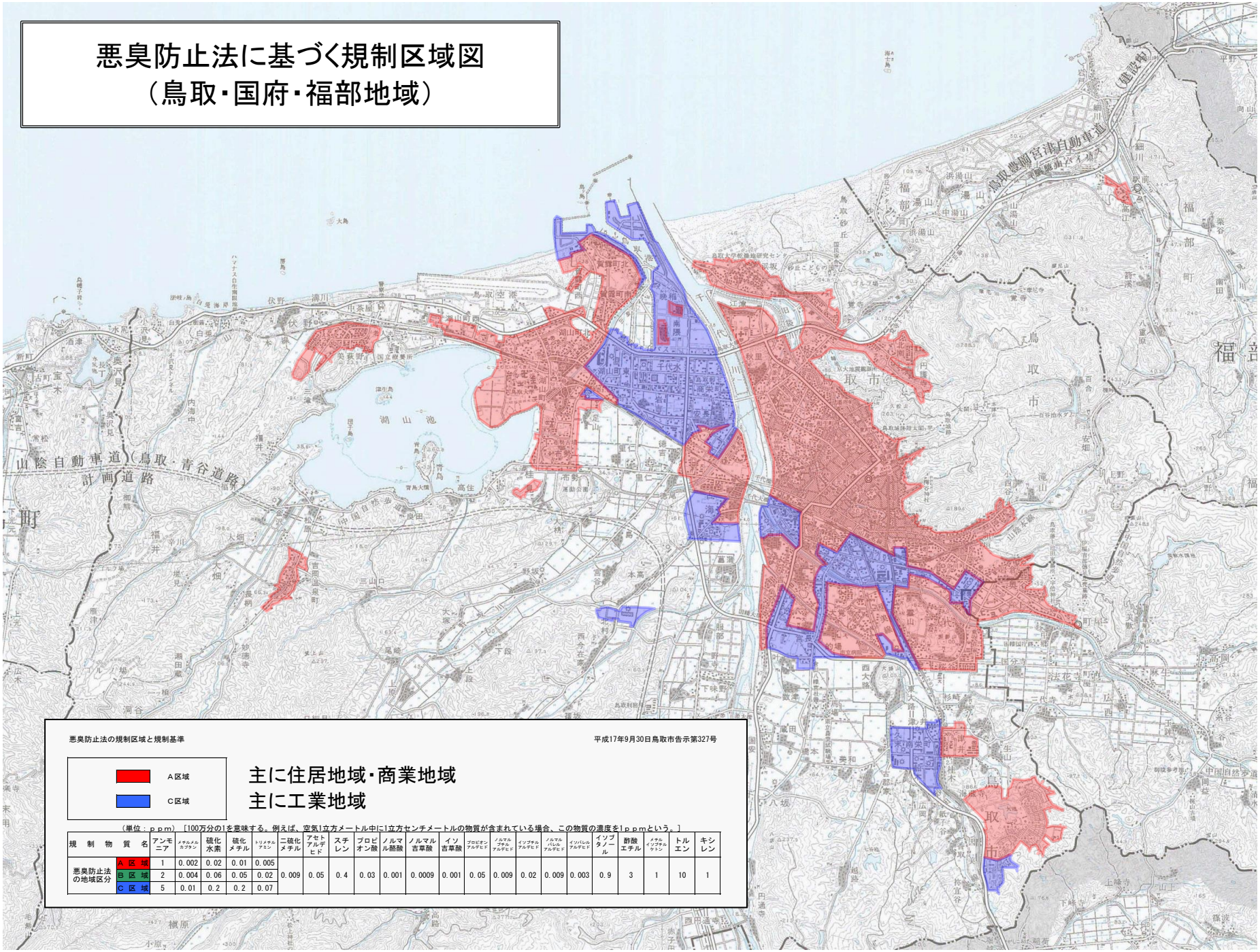

悪臭防止法の規制区域と規制基準

平成17年9月30日鳥取市告示第327号

（単位：ｐｐｍ）［100万分の1を意味する。例えば、空気1立方メートル中に1立方センチメートルの物質が含まれている場合、この物質の濃度を1ｐｐｍという。］

規制物質名		アンモニア	メチルメルカプタン	硫化水素	硫化メチル	トリメチルアミン	二硫化メチル	アセトアルデヒド	スチレン	プロピオン酸	ノルマル酪酸	ノルマル吉草酸	イソ吉草酸	プロピオンアルデヒド	ノルマルブチルアルデヒド	イソブチルアルデヒド	ノルマルバレルアルデヒド	イソバレルアルデヒド	イソブタノール	酢酸エチル	メチルイソブチルケトン	トルエン	キシレン
悪臭防止法の地域区分	A 区 域	1	0.002	0.02	0.01	0.005																	
	B 区 域	2	0.004	0.06	0.05	0.02	0.009	0.05	0.4	0.03	0.001	0.0009	0.001	0.05	0.009	0.02	0.009	0.003	0.9	3	1	10	1
	C 区 域	5	0.01	0.2	0.2	0.07																	